

第3 漁港漁場整備法施行令第17条に規定する標識の様式

境界の標識は、石材その他耐久性材料を使用し、大きさは上部13センチメートル角以上、長さは地上30センチメートル以上とし、上部に「農港」と刻印の表示をする。

見取図は、次のとおりである。

見取図

